

## 西脇市地域防災計画の修正について

### 西脇市地域防災計画の修正概要

- 1 兵庫県防災計画の修正に伴う修正
  - (1) 多様な情報伝達手段の確保
  - (2) デジタル技術活用の検討
  - (3) 安否不明者の氏名公表
- 2 災害時協力井戸の規程変更
- 3 防災計画資料編の修正（災害危険箇所関係、西脇市の災害、要配慮者利用施設一覧）
- 4 事務分掌、統計情報等の軽微な修正

頁	修正後	頁	備考																																												
3節 第2 2 9頁	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 総 則</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="185 608 1086 1225"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>予防</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> <th>復興</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱	近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)	●				○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援		●			○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援			●		○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の復旧	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 総 則</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1209 608 2110 1225"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>予防</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> <th>復興</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○直轄公共土木施設 _____ の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>○直轄公共土木施設 _____ の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○直轄公共土木施設 _____ の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>○直轄公共土木施設 _____ の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱	近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)	●				○直轄公共土木施設 _____ の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援		●			○直轄公共土木施設 _____ の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○直轄公共土木施設 _____ の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援			●		○直轄公共土木施設 _____ の復旧	
機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱																																										
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)	●				○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援																																										
		●			○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援																																										
			●		○被災公共土木施設 <u>(直轄)</u> の復旧																																										
機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱																																										
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所)	●				○直轄公共土木施設 _____ の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援																																										
		●			○直轄公共土木施設 _____ の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○直轄公共土木施設 _____ の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援																																										
			●		○直轄公共土木施設 _____ の復旧																																										

第1編 総則

頁	修正後	頁	現 行	備考
4節 第2 3 18頁	第4節 市の概況 第1 (略) 第2 社会条件 1・2 (略) 3 交通 (1) (略) (2) 鉄道 西脇市域の鉄道は、平成16(2004)年に電化された西日本旅客鉄道(以下「JR」という。)加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の一日当たりの乗降客数は市内全駅で <u>770</u> 人、そのうち西脇市駅が <u>696</u> 人で <u>90.4</u> %を占める。 第3 (略)	4節 第2 3 18頁	第4節 市の概況 第1 (略) 第2 社会条件 1・2 (略) 3 交通 (1) (略) (2) 鉄道 西脇市域の鉄道は、平成16(2004)年に電化された西日本旅客鉄道(以下「JR」という。)加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の一日当たりの乗降客数は市内全駅で <u>763</u> 人、そのうち西脇市駅が <u>682</u> 人で <u>89.4</u> %を占める。 第3 (略)	
4節 第4 4 29頁	第4 災害の想定 1～3 (略) 4 雪害及び火災 (1) (略) (2) 大規模火災 (略) ① 火災発生件数 西脇市の火災発生件数は、平成 <u>30(2018)</u> 年から令和 <u>4(2022)</u> 年までの5年間の平均が <u>15.8</u> 件であった。この間、 <u>令和4(2022)</u> 年の <u>21</u> 件が最多で、令和3(2021)年の7件が最小となっている。出火原因について、ここ数年間の出火原因については、たき火が上位となっている。	4節 第4 4 29頁	第4 災害の想定 1～3 (略) 4 雪害及び火災 (1) (略) (2) 大規模火災 (略) ① 火災発生件数 西脇市の火災発生件数は、平成 <u>29(2017)</u> 年から令和 <u>3(2021)</u> 年までの5年間の平均が <u>16.2</u> 件であった。この間、 <u>平成29(2017)</u> 年の <u>23</u> 件が最多で、令和3(2021)年の7件が最小となっている。出火原因について、ここ数年間の出火原因については、たき火が上位となっている。	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>4節 第4 4 29頁</p>	<p>② 火災による死傷者数  <u>平成30（2018）</u>            年には死者1人、負傷者5人、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度は、それぞれ死者0人、負傷者1人、令和3（2021）年は<u>死傷者 0人、令和4年度は負傷者4人</u>となっている。</p> <p>③ 火災被害額            損害額は、令和2（2020）年の118,643千円が最高となる。また、当調査期間の年間平均損害額は、<u>54,426</u>千円となっている。</p> <p>④ 消防体制            北はりま消防組合職員は <u>223</u>人、うち、西脇消防署職員は44人である。また、西脇市消防団員は <u>850</u>人（令和 <u>5（2023）</u>年度）である。</p>	<p>4節 第4 4 29頁</p>	<p>② 火災による死傷者数  <u>平成29（2017）年は、死者0人、負傷者2人、</u>平成30（2018）年には死者1人、負傷者5人、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度は、それぞれ死者0人、負傷者1人、令和3（2021）年は、<u>死傷者が0人</u> となっている。</p> <p>③ 火災被害額            損害額は、令和2（2020）年の118,643千円が最高となる。また、当調査期間の年間平均損害額は、<u>59,448</u>千円となっている。</p> <p>④ 消防体制            北はりま消防組合職員は <u>227</u>人、うち、西脇消防署職員は44人である。また、西脇市消防団員は <u>866</u>人（令和 <u>4（2022）</u>年度）である。</p>	

頁	修正後	頁	備考																																										
<p>1章 9節 第2 52頁</p> <p>1章 12節 第1 57頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第1節～第8節 (略) 第2章 火災予防対策の推進 第1 (略) 第2 消防力の強化</p> <p style="text-align: center;"><b>■消防力の現況</b> (令和 <u>5 (2023)</u> 年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="181 655 1086 1054"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>51台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td><u>223</u>人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td><u>850</u>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td>55台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 (略) 第10節～第11節 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 第1 緊急輸送路ネットワークの設定 1・2 (略) <u>3 通行の確保</u> <u>道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	51台	10台	職員数	<u>223</u> 人	44人	西脇市消防団			消防団員数	<u>850</u> 人		車両数	55台		<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第1節～第8節 (略) 第2章 火災予防対策の推進 第1 (略) 第2 消防力の強化</p> <p style="text-align: center;"><b>■消防力の現況</b> (令和 <u>3 (2021)</u> 年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1205 655 2110 1054"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>51台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td><u>227</u>人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td><u>866</u>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td>55台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 (略) 第10節～第11節 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 第1 緊急輸送路ネットワークの設定 1・2 (略) <u>(新設)</u></p>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	51台	10台	職員数	<u>227</u> 人	44人	西脇市消防団			消防団員数	<u>866</u> 人		車両数	55台		
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																											
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																											
消防車両数	51台	10台																																											
職員数	<u>223</u> 人	44人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	<u>850</u> 人																																												
車両数	55台																																												
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																											
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																											
消防車両数	51台	10台																																											
職員数	<u>227</u> 人	44人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	<u>866</u> 人																																												
車両数	55台																																												

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 13節 第1 58頁</p>	<p>第13節 避難対策の充実 第1 避難所の指定 (1)～(3) (略) (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や<b>有症状者</b>の避難等に適切に対応できるよう、平常時から市（くらし安心部）・加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (5) 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<b>新型コロナウイルス感染症等感染患者</b>等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。 第2～第5 (略)</p>	<p>1章 13節 第1 58頁</p>	<p>第13節 避難対策の充実 第1 避難所の指定 (1)～(3) (略) (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や<b>濃厚接触者</b>の避難等に適切に対応できるよう、平常時から市（くらし安心部）・加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (5) 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<b>コロナ禍での自宅療養者</b>等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。 第2～第5 (略)</p>	
<p>1章 13節 第6 59頁</p>	<p>第6 避難所施設、設備の整備 市（教育委員会、くらし安心部）は、市の施設である避難所について、耐震化、バリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）に努める。 また、ライフラインの停止や要援護者（要配慮者）の収容等を想定し、<b>ストーブ、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用電源</b>、簡易洋式トイレ、物資の備蓄に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 第7・第8 (略)</p>	<p>1章 13節 第6 59頁</p>	<p>第6 避難所施設、設備の整備 市（教育委員会、くらし安心部）は、市の施設である避難所について、耐震化、バリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）に努める。 また、ライフラインの停止や要援護者（要配慮者）の収容等を想定し、<b>ストーブ、非常用電源（車両から確保する設備等）</b>、簡易洋式トイレ、物資の備蓄に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 第7・第8 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 13節 第9 60頁	<p>第9 福祉避難所の整備</p> <p>(1) 市（くらし安心部、福祉部）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害のある方等の災害時要援護者（避難行動要支援者）のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。</p> <p><u>また、特に、要援護者（要配慮者）に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(2) ・(3)（略）</p>	1章 13節 第9 60頁	<p>第9 福祉避難所の整備</p> <p>(1) 市（くらし安心部、福祉部）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害のある方等の災害時要援護者（避難行動要支援者）のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。</p> <hr/> <p>(2) ・(3)（略）</p>	
1章 13節 第10 60頁	<p>第10 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市（くらし安心部）は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。</p> <p>また、市（くらし安心部）は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映する。</p> <p>(2) 市（くらし安心部）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。</p> <p>また、保健所との連携の下、対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	1章 13節 第10 60頁	<p>第10 新型コロナウイルス感染症_____に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市（くらし安心部）は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症_____に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。</p> <p>また、市（くらし安心部）は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症_____への対応を適宜反映する。</p> <p>(2) 市（くらし安心部）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。</p> <p>また、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 13節 第10 60・61 頁</p> <p>1章 15節 第2 4 65頁</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等感染症)に対応した避難所運営ガイドライン(令和2(2020)年6月策定、令和5(2023)年5月改訂)の主な内容)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>第1 4節 (略)</p> <p>第1 5節 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援対策の強化 第1 (略)</p> <p>第2 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難支援体制の確立 1～3 (略)</p> <p>4 要援護者(要配慮者)名簿の共有 市(福祉部)は、自治会、自主防災会等の避難支援等に携わる関係者に対して、要援護者(要配慮者)本人の同意を得ることにより、あらかじめ要援護者(要配慮者)名簿を提供する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるよう注意喚起する。 市(くらし安心部、福祉部)は、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、自治会、自主防災会等が主体となって計画する災害時要援護者(避難行動要支援者)に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に協力する。</p>	<p>1章 13節 第10 60・61 頁</p> <p>1章 15節 第2 4 65頁</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症_____に対応した避難所運営ガイドライン(令和2(2020)年6月作成)の主な内容)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>第1 4節 (略)</p> <p>第1 5節 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援対策の強化 第1 (略)</p> <p>第2 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難支援体制の確立 1～3 (略)</p> <p>4 要援護者(要配慮者)名簿の共有 市(福祉部)は、自治会、自主防災会等の避難支援等に携わる関係者に対して、要援護者(要配慮者)本人の同意を得ることにより、あらかじめ要援護者(要配慮者)名簿を提供する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるよう注意喚起する。 市(くらし安心部、福祉部)は_____、自治会、自主防災会等が主体となって計画する災害時要援護者(避難行動要支援者)に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に協力する。</p>	



頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 15節 第2 5 65・66 頁</p>	<p>5 個別避難計画をはじめとする地域における避難支援体制の整備 市（福祉部、<u>くらし安心部</u>）は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要援護者（要配慮者）名簿をもとに、優先度の高い者（要介護3以上、障害1・2級、ハザードマップ上の災害リスクエリアに居住等）から個別避難計画を作成・共有するなど、地域における支援体制の整備に努める。<u>この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化といった地域特性等に留意する。</u>なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、要援護者（要配慮者）名簿及び個別避難計画を適切に管理する。 市（福祉部、<u>くらし安心部</u>）は、個別避難計画が作成されていない災害時要援護者（避難行動要支援者）についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。 <u>また、市（くらし安心部、福祉部）は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。</u></p>	<p>1章 15節 第2 5 65・66 頁</p>	<p>5 個別避難計画をはじめとする地域における避難支援体制の整備 市（福祉部_____）は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民_____等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要援護者（要配慮者）名簿をもとに、優先度の高い者（要介護3以上、障害1・2級、ハザードマップ上の災害リスクエリアに居住等）から個別避難計画を作成・共有するなど、地域における支援体制の整備に努める。_____</p> <p>_____なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、要援護者（要配慮者）名簿及び個別避難計画を適切に管理する。 市（福祉部_____）は、個別避難計画が作成されていない災害時要援護者（避難行動要支援者）についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</p> <p>_____</p>	
<p>1章 15節 第2 6 66頁</p>	<p>6 障害のある方への情報伝達方法の確立 市（<u>くらし安心部</u>、福祉部）は、避難所において通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害のある方<u>が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため</u>、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力体制の整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。 また、障害のある方等への防災知識の普及啓発を行う。</p>	<p>1章 15節 第2 6 66頁</p>	<p>6 障害のある方への情報伝達方法の確立 市（_____福祉部）は、避難所において通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害のある方<u>に対し</u>、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力体制を整備する。 また、障害のある方等への防災知識の普及啓発を行う。</p>	

第2編 災害予防計画

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 15節 第2 7 66頁	<p>7 緊急通報システムの整備 市（福祉部）は、高齢者、障害のある方等と消防本部の間で運用されている緊急通報システムの充実及び周知に努める。 <u>なお、障害のある方については、市（福祉部）は、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>8 （略）</p>	1章 15節 第2 7 66頁	<p>7 緊急通報システムの整備 市（福祉部）は、高齢者、障害のある方等と消防本部の間で運用されている緊急通報システムの充実及び周知に努める。</p> <hr/> <p>8 （略）</p>	
2章 2節 第1 83頁	<p>第2章 第1節 （略） 第2節 自主防災会の育成 第1 方針 市（くらし安心部）は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災会（自主防災組織）の組織化と既に組織化されている自主防災会の活性化を図る。 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災会に積極的に参加し、地区内の防災に寄与するよう努める。 第2～第4 （略） 第3節・第4節 （略）</p>	2章 2節 第1 83頁	<p>第2章 第1節 （略） 第2節 自主防災会の育成 第1 方針 市（くらし安心部）は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災会（自主防災組織）の組織化と既に組織化されている自主防災会の活性化を図る。 市民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災会に積極的に参加し、地区内の防災に寄与するよう努める。 第2～第4 （略） 第3節・第4節 （略）</p>	
3章 1節 第1 89頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備 第1 防災基盤整備事業計画 （略） 市は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。 <u>また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。</u> なお、本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p>	3章 1節 第1 89頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備 第1 防災基盤整備事業計画 （略） 市は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。</p> <hr/> <p>なお、本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 5節 第3 96頁</p> <p>3章 5節 第4 96～97 頁</p>	<p>第2・第3 (略) 第2節～第4節 (略) 第5節 地盤災害の防止施設等の整備 第1・第2 (略) 第3 宅地造成等の規制 市(建設水道部)は、必要に応じ、県、消防本部と協力して、梅雨期及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、<u>県が行う措置について協力をする。</u> <u>以下の行為に関して必要な措置は県が行う。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>法令</u>に基づく工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令  (4) <u>法令</u>に基づく改善命令 第4 災害危険区域対策の実施 市(建設水道部)は、災害の危険性が著しい地区について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を県と協議する。 (削る)  第6節・第7節 (略)</p>	<p>3章 5節 第3 96頁</p> <p>3章 5節 第4 96～97 頁</p>	<p>第2・第3 (略) 第2節～第4節 (略) 第5節 地盤災害の防止施設等の整備 第1・第2 (略) 第3 宅地造成等の規制 市(建設水道部)は、必要に応じ、県、消防本部と協力して、梅雨期及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、<u>関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。</u>  (1)・(2) (略) (3) <u>宅地造成等規制法第14条の規定</u>に基づく工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令 (4) <u>宅地造成等規制法第17条</u>に基づく改善命令 第4 災害危険区域対策の実施 市(建設水道部)は、災害の危険性が著しい地区について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を県と協議する。 <u>また、災害危険区域内にある危険住宅の除却又は移転を行う者に補助を行う。</u> <u>① 助成限度額</u> <u>[除却費] 78万円</u> <u>[建物助成費] 708万円(ただし、建物 444万円、土地 206万円、造成58万円が限度)</u> <u>② 年利</u> <u>8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成</u> <u>③ 助成区分</u> <u>国 1/2、県 1/4、市 1/4</u> 第6節・第7節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
4章 1節 第1 1 107頁	第4章 その他の災害予防対策 第1節 危険物等事故予防対策 第1 危険物の保安対策の実施 1 危険物製造所等 (1) ・ (2) (略) (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。 ① 自主保安体制の確立 防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。 <u>また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）（総務省消防庁通知令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用する。</u> ② ・ ③ (略) 2 (略) 第2 ・ 第3 (略) 第2節 ・ 第3節 (略)	4章 1節 第1 1 107頁	第4章 その他の災害予防対策 第1節 危険物等事故予防対策 第1 危険物の保安対策の実施 1 危険物製造所等 (1) ・ (2) (略) (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。 ① 自主保安体制の確立 防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ ② ・ ③ (略) 2 (略) 第2 ・ 第3 (略) 第2節 ・ 第3節 (略)	

頁	修正後	頁	備考																
<p>2章 1節 第3 128頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</b></p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 現地本部 （略）</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1" data-bbox="181 683 1081 1075"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所部</td> <td>避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u></td> <td>教育総務課 <u>学校適正推進課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 （略）</p>	部	班名	担当部課	事務分掌	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u>	教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</b></p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 現地本部 （略）</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1" data-bbox="1205 683 2105 1075"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所部</td> <td>避難所調整班 （教育総務課長）</td> <td>教育総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 （略）</p>	部	班名	担当部課	事務分掌	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長）	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>	
部	班名	担当部課	事務分掌																
避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u>	教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>																
部	班名	担当部課	事務分掌																
避難所部	避難所調整班 （教育総務課長）	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>																

頁	修正後	頁	備考								
2章 3節 第2 1 141・ 142頁	第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 (略) 第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達 1 気象情報・河川情報等の収集 (略) ■注意報の種類と基準 <table border="1" data-bbox="203 469 1079 608"> <tr> <th>注意報の種 類</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>流域雨量指数 加古川41.8 杉原川19.6 野間川16.2</td> </tr> </table> ■警報の種類と基準 <table border="1" data-bbox="203 687 1079 826"> <tr> <th>警報の種 類</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>流域雨量指数 加古川52.3 杉原川24.5 野間川20.3</td> </tr> </table> 2 (略) 第3・第4 (略) 第5 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。 <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。 第6 (略)	注意報の種 類	基準	洪水注意報	流域雨量指数 加古川41.8 杉原川19.6 野間川16.2	警報の種 類	基準	洪水警報	流域雨量指数 加古川52.3 杉原川24.5 野間川20.3	2章 3節 第2 1 141・ 142頁	
注意報の種 類	基準										
洪水注意報	流域雨量指数 加古川41.8 杉原川19.6 野間川16.2										
警報の種 類	基準										
洪水警報	流域雨量指数 加古川52.3 杉原川24.5 野間川20.3										
2章 3節 第5 2 150頁	第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 (略) 第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達 1 気象情報・河川情報等の収集 (略) ■注意報の種類と基準 <table border="1" data-bbox="203 469 1079 608"> <tr> <th>注意報の種 類</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>流域雨量指数 加古川41.6 杉原川19.6 野間川16.2</td> </tr> </table> ■警報の種類と基準 <table border="1" data-bbox="203 687 1079 826"> <tr> <th>警報の種 類</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>流域雨量指数 加古川52.0 杉原川24.5 野間川20.3</td> </tr> </table> 2 (略) 第3・第4 (略) 第5 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。 <u>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。</u> なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。 第6 (略)	注意報の種 類	基準	洪水注意報	流域雨量指数 加古川41.6 杉原川19.6 野間川16.2	警報の種 類	基準	洪水警報	流域雨量指数 加古川52.0 杉原川24.5 野間川20.3	2章 3節 第2 1 141・ 142頁	
注意報の種 類	基準										
洪水注意報	流域雨量指数 加古川41.6 杉原川19.6 野間川16.2										
警報の種 類	基準										
洪水警報	流域雨量指数 加古川52.0 杉原川24.5 野間川20.3										

第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 4節 第1 5 157頁	<p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>給食、給水及び入浴支援</u> <u>給食、給水及び入浴支援</u> <u>※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。</p> <p><u>① 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）</u></p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>② 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	2章 4節 第1 5 157頁	<p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>炊飯及び給水</u> <u>炊飯及び給水の支援</u></p> <hr/> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考								
<p>2章 5節 2 161頁</p> <p>3章 2節 第1 164頁</p>	<p>2 救助の実施 (1) 実施項目 (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 347 1070 518"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 347 909 391">実施項目</th> <th data-bbox="909 347 1070 391">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 391 909 518">災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td data-bbox="909 391 1070 518">10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動 (略) 第2節 救助・救急・医療対策 第1 人命救出活動 1～5 (略)</p> <p><u>6 安否不明者等の氏名等の公表</u> <u>市（本部事務局）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、県が実施する安否不明者等の氏名等の公表に協力する。</u> <u>あわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携する。</u></p> <p><u>7 その他</u> (略) 第2・第3 (略) 第3節～第2 2節 (略)</p>	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	<p>2章 5節 2 161頁</p> <p>3章 2節 第1 164頁</p>	<p>2 救助の実施 (1) 実施項目 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 347 2094 518"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 347 1933 391">実施項目</th> <th data-bbox="1933 347 2094 391">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 391 1933 518">災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td data-bbox="1933 391 2094 518">10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動 (略) 第2節 救助・救急・医療対策 第1 人命救出活動 1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6 その他</u> (略) 第2・第3 (略) 第3節～第2 2節 (略)</p>	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	
実施項目	実施期間											
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内											
実施項目	実施期間											
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内											



頁	修正後	頁	備考																
<p>2章 1節 第3 263頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</b></p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 現地本部 （略）</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1" data-bbox="181 683 1081 1074"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所部</td> <td>避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u></td> <td>教育総務課 <u>学校適正推進課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 （略）</p>	部	班名	担当部課	事務分掌	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u>	教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</b></p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 現地本部 （略）</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1" data-bbox="1205 683 2105 1074"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所部</td> <td>避難所調整班 （教育総務課長）</td> <td>教育総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 （略）</p>	部	班名	担当部課	事務分掌	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長）	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>	
部	班名	担当部課	事務分掌																
避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） <u>（学校適正推進課長）</u>	教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し <u>（調理委託業者への協力要請）</u></li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>																
部	班名	担当部課	事務分掌																
避難所部	避難所調整班 （教育総務課長）	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営の総括</li> <li>・避難者名簿の作成総括</li> <li>・給食センターによる炊き出し</li> <li>・教育施設の被害調査と応急復旧</li> <li>・教育管理部、教育創造部の総合調整</li> <li>・災害警戒・対策本部への報告</li> </ul>																

頁	修正後	頁	現 行	備考												
2章 3節 第2 1 272・ 273頁	第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 (略) 第2 地震情報等の情報収集・伝達 1 地震情報等の収集・伝達 (1) 地震情報の発表 (略) <b>■地震情報の種類と内容</b> <table border="1" data-bbox="192 507 1077 1150"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 507 398 560">情報の種類</th> <th data-bbox="398 507 1077 560">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 560 398 895">緊急地震速報</td> <td data-bbox="398 560 1077 895"><u>震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 895 398 1150">長周期地震動に関する観測情報</td> <td data-bbox="398 895 1077 1150"><u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合について、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> (2) (略)	情報の種類	内 容	緊急地震速報	<u>震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。</u>	長周期地震動に関する観測情報	<u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合について、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表</u>	2章 3節 第2 1 272・ 273頁	第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 (略) 第2 地震情報等の情報収集・伝達 1 地震情報等の収集・伝達 (1) 地震情報の発表 (略) <b>■地震情報の種類と内容</b> <table border="1" data-bbox="1211 507 2096 1150"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 507 1417 560">情報の種類</th> <th data-bbox="1417 507 2096 560">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 560 1417 895">緊急地震速報</td> <td data-bbox="1417 560 2096 895"><u>地震の初期微動（P波）を感知し、主要動（S波）が始まる数秒から数十秒前に地震が発生した場所や、震度5以上の揺れが予想された場合、震度4以上の揺れが予測される地域名称などを発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 895 1417 1150">長周期地震動に関する観測情報</td> <td data-bbox="1417 895 2096 1150"><u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u></td> </tr> </tbody> </table> (2) (略)	情報の種類	内 容	緊急地震速報	<u>地震の初期微動（P波）を感知し、主要動（S波）が始まる数秒から数十秒前に地震が発生した場所や、震度5以上の揺れが予想された場合、震度4以上の揺れが予測される地域名称などを発表</u>	長周期地震動に関する観測情報	<u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>	
情報の種類	内 容															
緊急地震速報	<u>震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。</u>															
長周期地震動に関する観測情報	<u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合について、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表</u>															
情報の種類	内 容															
緊急地震速報	<u>地震の初期微動（P波）を感知し、主要動（S波）が始まる数秒から数十秒前に地震が発生した場所や、震度5以上の揺れが予想された場合、震度4以上の揺れが予測される地域名称などを発表</u>															
長周期地震動に関する観測情報	<u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>															

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>2章 3節 第5 2 278頁</p> <p>2章 4節 第1 5 285頁</p>	<p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(8) (略) (9) <u>給食、給水及び入浴支援</u> <u>給食、給水及び入浴支援</u> <u>※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要</u> (10)～(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>2章 3節 第5 2 278頁</p> <p>2章 4節 第1 5 285頁</p>	<p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。<u>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。</u> なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(8) (略) (9) <u>炊飯及び給水</u> <u>炊飯及び給水の支援</u> (10)～(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考								
2章 5節 1 287頁	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。</p> <p><u>① 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）</u></p> <p><u>ア</u>（略）</p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p><u>ウ</u>（略）</p> <p><u>エ</u>（略）</p> <p><u>(ア)</u>（略）</p> <p><u>(イ)</u>（略）</p> <p><u>② 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p>	2章 5節 1 287頁	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>①</u>（略）</p> <p><u>②</u>（略）</p> <p><u>③</u>（略）</p> <p><u>④</u>（略）</p> <p><u>ア</u>（略）</p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3)（略）</p>									
2章 5節 2 289頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p>	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	2章 5節 2 289頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	
実施項目	実施期間											
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内											
実施項目	実施期間											
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内											

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 2節 第1 292頁</p> <p>3章 6節 第2 5 322頁</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 救助・救急・医療対策</p> <p>第1 人命救出活動</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 安否不明者等の氏名等の公表</u> 市（本部事務局）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、県が実施する安否不明者等の氏名等の公表に協力する。 <u>あわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携する。</u></p> <p><u>7 その他</u> (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急給水</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害時協力井戸 市（防災安全課）は災害により断水が発生した際_____、洗濯やトイレ等に使用できる水を確保するため、災害時協力井戸の登録を進める。</p>	<p>3章 2節 第1 292頁</p> <p>3章 6節 第2 5 322頁</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 救助・救急・医療対策</p> <p>第1 人命救出活動</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6 その他</u> (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急給水</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害時協力井戸 市（防災安全課）は災害により断水が発生した際、<u>飲み水</u>、洗濯やトイレ等に使用できる水を確保するため、災害時協力井戸の登録を進める。</p>	



頁	修正後	頁	備考								
1章 5節 1 402頁	第3 (略) 第5節 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) 適用基準 西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。 <u>① 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）</u> ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) (ア) (略) (イ) (略) <u>② 災害が発生するおそれがある段階の適用（法第2条第2項）</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u> (2)・(3) (略) 2 救助の実施 (1) 実施項目 (略)	第3 (略) 1章 5節 1 402頁 第3 (略) 第5節 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) 適用基準 西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。 (新設) ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ア (略) イ (略) (新設) (2)・(3) (略) 1章 5節 2 404頁 2 救助の実施 (1) 実施項目 (略)									
1章 5節 2 404頁	<table border="1" data-bbox="181 1059 1077 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1059 909 1114">実施項目</th> <th data-bbox="909 1059 1077 1114">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1114 909 1230">災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td data-bbox="909 1114 1077 1230">10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="181 1230 1077 1310"> <u>※災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。</u> </p> (2)・(3) (略)	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	<table border="1" data-bbox="1205 1059 2101 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 1059 1933 1114">実施項目</th> <th data-bbox="1933 1059 2101 1114">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 1114 1933 1230">災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td data-bbox="1933 1114 2101 1230">10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1205 1230 2101 1310">(新設)</p> (2)・(3) (略)	実施項目	実施期間	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	
実施項目	実施期間										
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内										
実施項目	実施期間										
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内										





頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 7節 第2 8 409・ 410頁</p>	<p>ア 消防本部、災害拠点病院その他の医療機関等は、<u>災害救急医療情報システムを活用し</u>、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。</p> <p>イ （略）</p> <p>(4) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>① （略）</p> <p>② 二次搬送等</p> <p>ア 消防本部、医療機関等は、<u>災害救急医療情報システムを活用しつつ</u>、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>9 （略）</p> <p>1章 7節 第3 5 412頁</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 医薬品等の供給</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>市（くらし安心部）は、県健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、<u>災害薬事コーディネーター・県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。</u></p> <p>(3) 搬送、供給方法</p> <p>医薬品の供給を求められた販売業者は、<u>災害薬事コーディネーターと調整し</u>、集積基地まで搬送する。</p> <p>市（くらし安心部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。</p>	<p>1章 7節 第2 8 409・ 410頁</p> <p>ア 消防本部、災害拠点病院その他の医療機関等は _____、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。</p> <p>イ （略）</p> <p>(4) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>① （略）</p> <p>② 二次搬送等</p> <p>ア 消防本部、医療機関等は _____、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>9 （略）</p> <p>1章 7節 第3 5 412頁</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 医薬品等の供給</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>市（くらし安心部）は、県健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、 _____ 県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。</p> <p>(3) 搬送、供給方法</p> <p>医薬品の供給を求められた販売業者は _____、集積基地まで搬送する。</p> <p>市（くらし安心部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。</p>		



頁	修正後	頁	備考
<p>2節 第3 5 470頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6編 災害復旧計画</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 税等の特例措置 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 その他</u></p> <p><u>市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6編 災害復旧計画</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 税等の特例措置 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考												
<p>2頁</p> <p>14～17頁</p> <p>31頁</p> <p>32～34頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>資料編</b></p> <p>1. 条例関係                      1-1 (略)                      1-2 西脇市防災会議構成委員名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">JPロジスティクス(株)西脇支店長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3～1-7 (略)</p> <p>2. 災害危険箇所関係                      2-1・2-2 (略)                      2-3 特定(農業用)ため池一覧(兵庫県農林水産部所管)                      (1) 特定(農業用)ため池(142箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】                      (2) (略)</p> <p>2-4～2-6 (略)</p> <p>2-7 山腹崩壊危険地区一覧(兵庫県農林水産部所管)                      ■山腹崩壊危険地区(74箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】</p> <p>2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧(兵庫県農林水産部所管)                      ■崩壊土砂流出危険地区(177箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】</p> <p>2-9～2-10 (略)</p>		職名	備考	〃	JPロジスティクス(株)西脇支店長	任 命	<p>2頁</p> <p>14～17頁</p> <p>31頁</p> <p>32～34頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>資料編</b></p> <p>1. 条例関係                      1-1 (略)                      1-2 西脇市防災会議構成委員名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">トールエクスプレスジャパン(株)西脇支店長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3～1-7 (略)</p> <p>2. 災害危険箇所関係                      2-1・2-2 (略)                      2-3 特定(農業用)ため池一覧(兵庫県農政環境部所管)                      (1) 特定(農業用)ため池(141箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】                      (2) (略)</p> <p>2-4～2-6 (略)</p> <p>2-7 山腹崩壊危険地区一覧(兵庫県農政環境部所管)                      ■山腹崩壊危険地区(73箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】</p> <p>2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧(兵庫県農政環境部所管)                      ■崩壊土砂流出危険地区(149箇所)                      【一覧表については、別紙に記載】</p> <p>2-9～2-10 (略)</p>		職名	備考	〃	トールエクスプレスジャパン(株)西脇支店長	任 命	
	職名	備考														
〃	JPロジスティクス(株)西脇支店長	任 命														
	職名	備考														
〃	トールエクスプレスジャパン(株)西脇支店長	任 命														

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																																		
37頁	2-11 危険物施設数一覧 ■危険物施設数一覧 <table border="1" data-bbox="197 308 1061 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製 造 所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">貯蔵所</td> <td>屋 内 貯 蔵 所</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>屋 外 貯 蔵 所</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>96</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取扱所</td> <td>給 油 取 扱 所</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>一 般 取 扱 所</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>販 売 取 扱 所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>51</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 数</td> <td><u>147</u></td> </tr> </tbody> </table> 2-12 (略)	区分		数	製 造 所		0	貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	<u>31</u>	屋外タンク貯蔵所	30	屋内タンク貯蔵所	<u>9</u>	地下タンク貯蔵所	<u>15</u>	移動タンク貯蔵所	<u>8</u>	屋 外 貯 蔵 所	3	小 計	<u>96</u>	取扱所	給 油 取 扱 所	<u>31</u>	一 般 取 扱 所	18	販 売 取 扱 所	2	小 計	<u>51</u>	総 数		<u>147</u>	37頁	2-11 危険物施設数一覧 ■危険物施設数一覧 <table border="1" data-bbox="1218 308 2083 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製 造 所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">貯蔵所</td> <td>屋 内 貯 蔵 所</td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>屋 外 貯 蔵 所</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>94</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取扱所</td> <td>給 油 取 扱 所</td> <td><u>30</u></td> </tr> <tr> <td>一 般 取 扱 所</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>販 売 取 扱 所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 数</td> <td><u>144</u></td> </tr> </tbody> </table> 2-12 (略)	区分		数	製 造 所		0	貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	<u>29</u>	屋外タンク貯蔵所	30	屋内タンク貯蔵所	<u>11</u>	地下タンク貯蔵所	<u>14</u>	移動タンク貯蔵所	<u>7</u>	屋 外 貯 蔵 所	3	小 計	<u>94</u>	取扱所	給 油 取 扱 所	<u>30</u>	一 般 取 扱 所	18	販 売 取 扱 所	2	小 計	<u>50</u>	総 数		<u>144</u>	
区分		数																																																																				
製 造 所		0																																																																				
貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	<u>31</u>																																																																				
	屋外タンク貯蔵所	30																																																																				
	屋内タンク貯蔵所	<u>9</u>																																																																				
	地下タンク貯蔵所	<u>15</u>																																																																				
	移動タンク貯蔵所	<u>8</u>																																																																				
	屋 外 貯 蔵 所	3																																																																				
	小 計	<u>96</u>																																																																				
取扱所	給 油 取 扱 所	<u>31</u>																																																																				
	一 般 取 扱 所	18																																																																				
	販 売 取 扱 所	2																																																																				
	小 計	<u>51</u>																																																																				
総 数		<u>147</u>																																																																				
区分		数																																																																				
製 造 所		0																																																																				
貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	<u>29</u>																																																																				
	屋外タンク貯蔵所	30																																																																				
	屋内タンク貯蔵所	<u>11</u>																																																																				
	地下タンク貯蔵所	<u>14</u>																																																																				
	移動タンク貯蔵所	<u>7</u>																																																																				
	屋 外 貯 蔵 所	3																																																																				
	小 計	<u>94</u>																																																																				
取扱所	給 油 取 扱 所	<u>30</u>																																																																				
	一 般 取 扱 所	18																																																																				
	販 売 取 扱 所	2																																																																				
	小 計	<u>50</u>																																																																				
総 数		<u>144</u>																																																																				

頁	修正後					頁	現 行					備考
38～48 頁	2-13 西脇市の災害 ■風水害被害関係 (昭和38(1963)年～令和5(2023)年)					38～48 頁	2-13 西脇市の災害 ■風水害被害関係 (昭和38(1963)年～令和4(2022)年)					
	No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考		No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考	
	72	R 4 (2022) 9.19-9.20	台風第14号	一部損壊1棟	①雨量(mm) 64(西脇) 71(西脇気象 庁) 74(船町) 65(中畑) 118(加美) 98(中町) 84(八千代) 81(下野間) ②最高水位 上戸田1.35m(20 日5:10) 西脇2.44m(20日 1:50) 下野間1.62m(20 日0:40) 中町1.64m(20日 0:40) ③災害警戒本部 設置 (9/19 11:00) ④避難所事前開 設 (9/19 13:00) 自主避難18人避 難		72	R 4 (2022) 9.19-9.20	台風第14号	一部損壊1棟	①雨量(mm) 64(西脇) 71(西脇気象 庁) 74(船町) 65(中畑) 118(加美) 98(中町) 84(八千代) 81(下野間) ②最高水位 上戸田1.35m(20 日5:10) 西脇2.44m(20日 1:50) 下野間1.62m(20 日0:40) 中町1.64m(20日 0:40) ③災害警戒本部 設置 (9/19 11:00) ④避難所事前開 設 (9/19 13:00) 自主避難18人避 難	

頁	修正後				頁	現 行	備 考	
38～48 頁	<u>73</u>	<u>R5 (2023)</u> <u>8.14-8.16</u>	<u>台風第7号</u>	<u>一部損壊1棟</u>	<u>①雨量 (mm)</u> <u>144 (西脇)</u> <u>153 (西脇氣象</u> <u>庁)</u> <u>158 (船町)</u> <u>170 (中畑)</u> <u>179 (加美)</u> <u>162 (中町)</u> <u>139 (八千代)</u> <u>133 (下野間)</u> <u>②最高水位</u> <u>上戸田3.20m (15</u> <u>日18:30)</u> <u>西脇3.35m (15日</u> <u>16:40)</u> <u>下野間2.12m (15</u> <u>日15:20)</u> <u>中町2.20m (15日</u> <u>15:50)</u> <u>③災害警戒本部</u> <u>設置</u> <u>(8/14 17:00)</u> <u>④避難所事前開</u> <u>設</u> <u>(8/15 9:00)</u> <u>自主避難12人避</u> <u>難</u>	38～48 頁	(新設)	

頁	修正後				頁	現 行	備考	
38～48 頁	74	<u>R5 (2023)</u> <u>8.23-8.26</u>	<u>令和5 (2023)</u> <u>年8月23日から</u> <u>の大雨</u>	<u>床下浸水11件</u> <u>浸水5件</u> <u>一部損壊4件</u> <u>土砂崩れ1件</u> <u>法面崩壊1件</u>	<u>①雨量 (mm)</u> <u>106 (西脇)</u> <u>65 (西脇気象</u> <u>庁)</u> <u>50 (船町)</u> <u>43 (中畑)</u> <u>105 (加美)</u> <u>67 (中町)</u> <u>96 (八千代)</u> <u>87 (下野間)</u> <u>②最高水位</u> <u>上戸田0.38m (23</u> <u>日22:50)</u> <u>西脇2.53m (23日</u> <u>21:30)</u> <u>下野間2.17m (23</u> <u>日19:40)</u> <u>中町1.09m (23日</u> <u>21:30)</u> <u>③災害警戒本部</u> <u>設置</u> <u>(8/23 19:40)</u> <u>④避難指示</u> <u>(8/23 22:20</u> <u>郷瀬町)</u> <u>6人避難</u>	38～48 頁	(新設)	



